

「東武鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則に関する特約」新旧対照表

現行	改定
<p style="text-align: center;">「東武鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(契約の成立)</p> <p><b>第5条</b> モバイル IC 乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイル IC 乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイル IC 乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。</p> <p>3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加された P A S M O カード内の情報を、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。</p> <p>4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>第2章 発売</b></p> <p>(モバイル IC 乗車券の発行)</p> <p><b>第9条</b> モバイル IC 乗車券は P A S M O 取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。</p> <p><b>第10条</b> 旅客がモバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力のうち、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入のうち、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効期間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前各項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効期間、経由、ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O の画面および会員メニューにより確認することができる。</p> <p>4 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。</p> <p>5 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定める IC 鉄道事業者の IC カード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>6 モバイル IC 定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイル IC 乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p>7 モバイル IC 定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p> <p>8 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O へ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(モバイル P A S M O の発行替え)</p> <p><b>第11条</b> P A S M O カードからモバイル P A S M O への発行替えを行うときは、P A S M O 取扱規則に関する</p>	<p style="text-align: center;">「東武鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(契約の成立)</p> <p><b>第5条</b> モバイル IC 乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。</p> <p>2 前項にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイル IC 乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイル IC 乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。</p> <p>3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加された P A S M O カード内の情報を、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。</p> <p>4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>第2章 発売</b></p> <p>(モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O の発行)</p> <p><b>第9条</b> モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O は P A S M O 取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。</p> <p><b>第10条</b> 旅客がモバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力のうち、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入のうち、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効期間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前各項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効期間、経由、ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O の画面および会員メニューにより確認することができる。</p> <p>4 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。</p> <p>5 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定める IC 鉄道事業者の IC カード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>6 モバイル IC 定期乗車券の有効期間開始前または有効期間中に同一のモバイル IC 乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p>7 モバイル IC 定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p> <p>8 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O へ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(モバイル P A S M O の発行替え)</p> <p><b>第11条</b> P A S M O カードからモバイル P A S M O への発行替えを行うときは、P A S M O 取扱規則に関する</p>

特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) 無記名PASMO
- (2) ICバス事業者の持参人式IC定期券が付加された無記名PASMO
- (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (4) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
- (5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO
- (8) その他、当社が特に認めたもの。

3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple PayのPASMOの発行替え)

**第11条の2** PASMOカードからApple PayのPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (3) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
- (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (6) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されているPASMO
- (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO
- (8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple PayのPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(後略)

特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) 無記名PASMO
- (2) ICバス事業者の持参人式IC定期券が付加された無記名PASMO
- (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (4) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
- (5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (7) その他、当社が特に認めたもの。

3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple PayのPASMOの発行替え)

**第11条の2** PASMOカードからApple PayのPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (3) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
- (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (6) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されているPASMO
- (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO
- (8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple PayのPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(後略)

附則

この通達は、2021年3月13日から実施する。